



元資第 229 号

令和元年（2019 年）11 月 1 日

一般社団法人長野県資源循環保全協会 様

長野県環境部資源循環推進課長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について（通知）

日頃より、廃棄物の適正な処理に御尽力賜り、感謝申し上げます。

さて、今般、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長より別添のとおり通知がありました。

延長措置の概要は下記 1 のとおりですが、当県においては、従前の許可の有効期間を満了日として当該許可の更新申請を取り扱うことを基本とし、延長措置の対象者が当該適用を受ける意思を示す場合に限り、当該許可の有効期間の満了日を令和 2 年 3 月 31 日まで延長することとしますので、貴協会におかれましては、下記 2 も留意の上、協会員への周知について御配慮願います。

記

1 延長措置の概要

(1) 本県の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者

許可の有効期間の満了日が令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 3 月 30 日までの間に含まれる者は、当該許可の有効期間の満了日を令和 2 年 3 月 31 日までとする。

(2) 本県の（特別管理）産業廃棄物処分業者

許可の有効期間の満了日が令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 3 月 30 日までの間に含まれる者で、かつ、長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、同郡川上村、同郡南牧村、同郡南相木村、同郡北相木村、同郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、同郡御代田町、同郡立科町、小県郡青木村、同郡長和町、諏訪郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡宮田村、木曾郡木曾町、東筑摩郡麻績村、同郡生坂村、同郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、同郡高山村、下高井郡山ノ内町、同郡木島平村、同郡野沢温泉村、上水内郡飯綱町及び下水内郡栄村に当該許可に係る事業場等がある者は、当該許可の有効期間の満了日を令和 2 年 3 月 31 日までとする。

2 その他

- (1) 延長措置の対象者が、当該延長を希望する場合には、その旨管轄する地域振興局環境課まで申し出てください。
- (2) 今回の延長措置の適用により、当該許可の有効期間の満了日を令和2年3月31日まで延長した場合には、当該許可に係る更新許可の有効期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（優良産廃処理業者は令和9年3月31日まで）となります。

長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係
課長：伊東 和徳 担当：山崎 千晴
電 話：026-235-7164
FAX：026-235-7259
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp